

## 秩父市防犯カメラの運用等に関するガイドライン

### 1 目的

このガイドラインは、家庭用防犯カメラ設置費補助金交付制度に伴い、個人住宅への家庭用防犯カメラの設置及び運用についてプライバシーの侵害に対する市民等の不安を払拭し、及び個人情報の取扱いの適正化を図ることで、防犯カメラに対する信頼の確保を目的としています。

### 2 定義（要綱第2条関係）

#### （1）家庭用防犯カメラ

地域における犯罪等及び自ら居住する住宅への侵入盗などの未然防止を目的とし、住宅の敷地内を撮影するために継続的に屋外に設置される防犯カメラをいいます。

#### （2）公共空間

道路、公園、広場その他の不特定多数の者が利用又は通行する場所をいいます。

#### （3）画像データ

家庭用防犯カメラの録画装置により撮影し、記録されたものをいいます。

### 3 設置

(1) 家庭用防犯カメラは、屋外に設置し、撮影範囲には自宅とその敷地内及び公共空間（道路、公園等）を含めることとし、他人の建物や敷地を写さないでください。

(2) 夜間の撮影が可能であり、撮影した画像を記録してください。

(3) 防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に「防犯カメラ作動中」とわかるように表示をしてください。

#### 4 撮影された画像データの適正な管理

(1) 画像データが外部に漏れることがないように、慎重な管理を行ってください。

(2) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限の期間2週間以内（最大1ヵ月）としてください。

(3) 記録した画像の不必要な複写や加工は禁止とし、保存期間が終了した時は、上書き、又は初期化などにより確実に消去してください。

(4) 記録媒体（記録媒体を内蔵している画像データ記録装置も含みます。）を破棄する場合、画像データの読み取り、又は復元ができないよう処分してください。

#### 5 撮影された画像の提供について

設置者は、次のいずれかに該当する場合に限り、第三者に画像データを提供することができます。

(1) 裁判官が発する令状や、法令に基づく文書による照会があった場合。

(2) 個人の生命や身体、財産を保護するため、緊急の必要性がある場合。

## 6 秘密の保持について

設置者は、家庭用防犯カメラの画像データから知り得た個人情報や第三者に漏らしてはなりません。また、それらを設置の目的以外に使用しないでください。

## 7 苦情等への対応

設置者は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問い合わせに対して、自己の責任で誠実かつ迅速に対応してください。

## 8 その他

(1) 設置後、5年間は移設、撤去又は撮影範囲の変更をしないでください。

(2) 職員が設置宅を訪問し、設置状況を確認させていただく場合があります。

その際には、ご協力をお願いいたします。